

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記

のとおり公示します。

2024年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界2024年度案件別外部事後評価パッケージI-3
（トルコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アゼルバイジャン）
（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおりに

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージ I-3
(トルコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アゼルバイジャン) (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00208

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 6 月 5 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージ I-3（トルコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アゼルバイジャン）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年8月～2025年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払いの設定²

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 6月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 6月 19日 12時
3	質問への回答 6月12日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 6月 17日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2024年 6月 24日

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024 年 6 月 28 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2024 年 7 月 11 日 10 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

本項目については 10 ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-

koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：24a00208_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「24a00208_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2024年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6月21日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出く

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください。

ださい。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

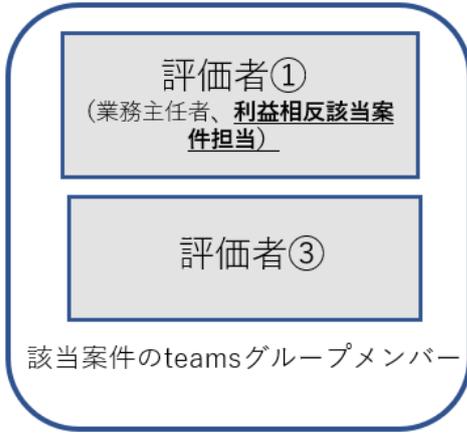
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

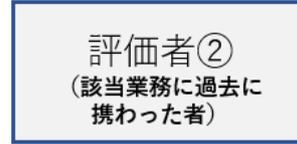
(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社



B社

(該当業務に過去に携わった社)



※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第2条 業務の目的と範囲

本業務は、2024年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	トルコ	円借款	チョルフ川流域保全事業
2	トルコ	円借款	小零細企業迅速支援事業
3	トルコ	円借款	地方自治体下水道整備事業
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	円借款	ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業
5	アゼルバイジャン	円借款	地方都市上下水道整備事業

※「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件：No. 3（トルコ「地方自治体下水道整備事業」）

※簡易型評価：No. 2（トルコ「小零細企業迅速支援事業」）

第3条 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2024年度版）⁵
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）⁶
- JICA事業評価ハンドブック（Ver.2.0）⁷
- 簡易型外部事後評価について
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA内部資料）（2022年版）
- 事業評価における衛星・GISデータ活用にかかる資料⁸

(2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁹。

1) トルコ：チョルフ川流域保全事業

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・本事業はトルコ北東部チョルフ川流域3県（バイブルト県、エルズルム県、アルトビン県）を対象とするが、業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関の森林総局（General Directorate of Forest）、農業森林省農業局（Ministry of Agriculture and Forestry）、エルズルム県の灌漑事業を担当する国家水利庁（General Directorate of State Hydraulic Works）、その他2県の灌漑事業をそれぞれ担当するアルトビン県特別行政局（Artvin Special Provincial Administration）、バイブルト県特別行政局（Bayburt Special Provincial Administration）を訪問の上、ヒアリングを行い情報収集する¹⁰。

⁴ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ 事業評価における衛星・GISデータ活用

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>)

⁹ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹⁰ 本案件の事後評価時点での実施機関は、省庁編制により案件形成時（事前評価表）とは異なる。

加えて、トルコ北東部チヨルフ川流域対象3県（バイブルト県、エルズルム県、アルトビン県）の計12サイトのうち、コンポーネントA「土壌浸食と自然災害防止」のため整備された土壌浸食防止工、河川堆積物制御工、チェックダム、護岸工、雪崩制御工、またコンポーネントB「村落住民の生計向上」のため改修された小規模灌漑施設について、事業の重複がないよう訪問箇所を6サイト選定し、現状を踏査して情報収集をする¹¹。その他の6サイトについては、現地調査補助員が現状を踏査して情報収集をする。

- ・本事業で整備した施設については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に加え、配布資料のPCRに記載のある、以下の運用効果指標（D/D 完了後、ベースライン調査にて設定された）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、統合的な流域保全や村落住民の生活環境保全にどのような影響をもたらしているかを確認する。

- ①土壌保全面積（ha）、②劣化森林における植生回復の実施面積（ha）、③植栽木の生存率（%）、④破堤又は越流による年間最大氾濫面積（ha）、⑤放牧地復旧面積（ha）、⑥劣化森林率（%）、⑦飼料作物の売上価格（TL/年）、⑧家畜毎の年間費用（TL/年）、⑨養蜂による受益農家戸数（戸）、⑩木材消費節減量（m³/世帯/年）

また、事前評価表に記載のある定性的効果、小規模灌漑の整備と農業普及による生計手段の多様化、生活改善、植林・森林保全による環境改善、住民組織の実施能力強化についても確認する¹²。なかでも、村落住民の生計と生活への影響については、住民インタビューを通して確認する。（詳細は「第4条（5）定性調査/定量調査」参照）

- ・本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）において、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、カテゴリBに該当する。事前評価表には、実施機関が水質等についてモニタリングする点が明記されているが、本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、持続可能な森林管理を達成するために「①住民参加型の意識を高めること、②生計向上活動を組み込むこと」について明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

¹¹ 複数の活動を実施したサイトがある場合は、まとめて調査することも可とする。プロポーザルでは、選定した具体的なサイト名を特定する必要はないが、選定基準や留意点についてプロポーザルにて提案すること。

¹² 定性的効果「植林・森林保全による環境改善、住民組織の実施能力強化」について、インタビュー、グループディスカッション、質問票等、具体的な調査方法についてプロポーザルにて提案すること。

- ・なお、本事業の最終受益者として広く事業対象地の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

2) トルコ：小零細企業迅速支援事業

- ・本事後評価は簡易型にて実施する。
- ・本事業は、対象地域がトルコ全土となっているが、業務従事者は現地調査補助員とともに事業実施機関である中小企業開発機構（本部事務所はアンカラ）を訪問し情報収集を行う。事業実施機関から中小零細企業リストを入手し、流動性資金の供与を受けた一部の企業への訪問（10社程度）を想定している¹³。なお、現地調査対象企業は、アンカラ県又はイスタンブール県を対象とする¹⁴。
- ・持続性については、中小企業開発機構の経営・運営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、小零細企業向けの融資の継続可能性について確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を確認する。事前評価表では、②について開発計画調査型技術協力「中小企業コンサルタント制度構築プロジェクト」（2010～2012年度）との連携が想定されており、③について世界銀行とのパラレル型協調融資が想定されていた。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果①流動性資金受領後6ヵ月以上、事業継続できた受益企業の割合（％）、②流動性資金受領後6ヵ月以上、事業継続できた創業期の受益企業の割合（％）、③事業継続できた受益企業のうち、受領後6ヵ月以上、2020年3月時点の従業員数を維持した企業の割合（％）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。また、定性的効果として小零細企業向けの資金供給体制の強化や当国の産業及び経済の持続的成長の変化を確認する。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）において、環境への望ましくない影響は最小限であるため、カテゴリCに該当すると判断された。事業実施中、実施後の変化がなかったか確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「トルコ政府からはCOVID-19の感染拡大により小零細企業が一層深刻な状況にあることを踏まえて、緊急支援として迅速な対応が求められている。小零細企業の資金需要及び当国政府による他の緊急経済支援策との棲み分け・補完関係は確認できている。また、当国では政府の電子化が進んでいるため、企業による申請手続き及び実施機関による資格要件確認・給付手続きは既存のデータベース等を

¹³ リストについては調査開始後に実施機関から入手することを想定している。

¹⁴ 訪問する対象企業の選定方法について、その選定基準を提案すること。

活用し迅速に行う形を想定している」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・なお、本事業の最終受益者として広くトルコ国の小零細企業が想定されるが、その中でも特に女性経営者の小零細企業については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益企業へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

3) トルコ：地方自治体下水道整備事業

- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。
- ・本事業は、トルコ全土の中規模地方自治体を対象とするが、業務従事者は現地調査補助員とともに、事業実施機関であるイルラー銀行を訪問し、情報収集を行う。サイトについては、全サイト：9自治体¹⁵のサブプロジェクト（21事業）のうち、オルハンガジ、ビガ、テキルダール、キュタヒヤの4自治体（14事業）については業務従事者が現地調査補助員とともに踏査する。残り5自治体（7サイト）については、質問票もしくはオンライン・電話等遠隔での確認により評価分析を行う。
- ・本事業は対象地域に難民受け入れ地域を含むため、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA内部資料）（2022年度版）」を参照し、DAC評価6基準に基づき評価を実施することを想定する。
- ・持続性については、イルラー銀行及び建設されたサブプロジェクトの維持管理を行う9自治体の方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、9自治体のサブプロジェクトそれぞれについて、事前評価表に記載の「定量的効果」①汚水処理人口（千人）、②汚水処理量（m³/日）、③下水道施設への接続戸数、④BOD濃度（mg/L）の実績値の情報を収集するとともに、「定性的効果」では、住民の生活環境が改善されたかどうか、地方自治体の施設維持管理能力が向上したかどうかを確認する。
- ・本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）において、カテゴリーFIに分類された。サブプロジェクト選定時に、環境社会影響のカテゴリー分類ならびに必要な対応策等を確認することになっていることから、サブプロジェクト選定時の対応ならびに完成後の環境社会影響について確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「①インフラ本体の整備だけでなく適切な運営のための必要な支援が実施されること、②サブプロジェクトの効果をモニタリングすること」について明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、トルコ全土を対象とした、サブプロジェクト実施自治体の住民が想定されるが、当該地域住民の生活環境の改善を目

¹⁵ 対象となる自治体（Municipality）はオルハンガジ（Orhangazi）、ビガ（Biga）、カディルリ（Kadirli）、レインハル（Reyhani）、テキルダール（Tekirdag）、チャン（Can）、キュタヒヤ（Kutahya）、クシャダス（Kusadasi）、オスマニエ（Osmaniye）の9つ。

指した下水道施設整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

- 4) ボスニア・ヘルツェゴビナ：ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業
- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
 - ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（ウグレヴィック火力発電所）の現状を踏査して情報収集をする。スルプスカ共和国電力公社、ウグレヴィック火力発電所については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
 - ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等を確認する。事前評価表では、③について世界銀行がウグレヴィック火力発電所の排水設備改修工事を実施し（2010年完了予定）、排煙脱硫装置からの排水が適切に処理される事が期待されていた。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
 - ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①SO₂排出量（mg/m³N）、②ダスト排出量（mg/m³N）、③脱硫効率（%）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが大気汚染物質（SO₂及びダスト）の削減を図り、環境改善及び将来のEU加盟に向けたEU環境基準の達成にどのような影響をもたらしているかを確認する。
 - ・本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）において、カテゴリ-Bに分類され、左記ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断された。本事業の事前評価表には、実施機関が大気質、水質等についてモニタリングする点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - ・建設や整備した設備については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
 - ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「大気汚染物質削減という本事業の期待される効果を正確に把握するためにも、定期的に環境モニタリングが実施されるべきである。そのため、環境モニタリング分野を本事業により雇用されるコンサルタントのTORに含むことで、同分野に関する適切な技術移転が実施機関に対してなされるようにする」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - ・なお、本事業の最終受益者として、ウグレヴィック火力発電所の周辺地域の住民が想定されるが、同国全域における環境改善という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- 5) アゼルバイジャン：地方都市上下水道整備事業
- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。

- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本事業のサイト（ハチマス、ヒジ、グサール、ゴブスタン、ナフタランの5つの地方都市の上下水道施設¹⁶）の現状を確認して情報収集をする。ハチマス、ヒジ、グサール、ゴブスタンの4地方都市については業務従事者が現地調査補助員とともに踏査するものとし、ナフタランについては現地調査補助員のみにより踏査を行うものとする。水道事業の中央統括組織であるアゼルスー（Azersu Joint Stock Company）については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。特に③については、実施機関の事業経営能力向上等の分野において計画時に想定されていた世界銀行、アジア開発銀行、ドイツ復興金融公庫との事業実施中の連携やその相乗効果について確認するものとする。
- ・有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①給水人口（人）、②水供給量（m³/日）、③戸別接続数、④汚水処理人口（人）、⑤汚水処理量（m³/日）、⑥施設利用率（%）、⑦BOD濃度（放流水mg/l）、⑧下水道普及率（%）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが衛生的で持続可能な生活環境の確保にどのような影響をもたらしているかを分析する。住民の衛生環境、健康、家計への影響については住民インタビューを通して確認する（詳細は「第4条（5）定性調査/定量調査」参照）。
- ・本事業は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）においてカテゴリーBに分類されているが、最大約35haの用地取得を伴うことが想定されていたため、同国国内手続きに沿って取得手続きが行われたかどうかを確認する。さらに、工事中の大気汚染、騒音、下水処理水の放流等についても計画通りに実施・モニタリングされているか確認し、正負のインパクトに留意する。
- ・整備した上下水道施設については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「JICA 在外事務所の無い国での事業監理にあたっては、外部のマンパワー活用などを図る必要がある」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として広く事業対象都市の住民が想定されるが、その中でも特に貧困層については、適切な価格設定を通じた貧困削減促進への寄与が見込まれていた。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、貧困層への適切な配慮がなされ、事業のインパクトが公平に行

¹⁶ 計画時には、事業サイトは10地方都市（シルバン、サルヤン、ネフチャラ、ハチマス、エブラク、バルダ、ヒジ、グサール、ゴブスタン、ナフタラン）と計画されていたが、事業実施中に、対象都市を優先5都市（ハチマス、ヒジ、グサール、ゴブスタン、ナフタラン）に変更された。

き届いたどうかについて、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹⁷を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・トルコ語・セルビア語（トルコ語についてはトルコ3案件（チヨルフ川流域保全事業、小零細企業迅速支援事業、地方自治体下水道整備事業）、セルビア語についてはウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

第4条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・トルコ語・セルビア語））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

¹⁷ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2024年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁸。

（3） 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・トルコ語・セルビア語）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（4） 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要なとなる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第1次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

（5） 定性調査／定量調査

上記（4）にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。

1) トルコ「チョルフ川流域保全事業」

調査範囲：コンポーネント B 「村落住民の生計向上」のうち、畜産開発、農業開発、その他手段として養蜂、いずれかの支援を受けた村落住民に対し、バイブルト県、エルズルム県、アルトビン県それぞれ 10 世帯（合計 30 世帯）を選定しインタビュー調査を行う¹⁹。

調査内容：定性的効果（小規模灌漑の整備と農業普及による生計手段の多様化、生活改善、植林・森林保全による環境改善、住民組織の実施能

¹⁸ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

¹⁹ 選定方法について、選定基準等についてはプロポーザルで提案すること。

力強化)のうち、小規模灌漑の整備と農業普及による生計手段の変化、生活の変化について確認

2) アゼルバイジャン「地方都市上下水道整備事業」

調査範囲：ハチマス、ヒジ、グサール、ゴブスタンより上水・下水双方のコンポーネントをバランスよく把握できるよう対象住民を選定し、各都市 10 世帯（合計 40 世帯）にインタビュー調査を行う。

調査内容：住民の衛生環境、健康状態、生活改善

(6) IRR 再計算²⁰

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	トルコ	チョルフ川流域保全事業	EIRR
2	トルコ	地方自治体下水道整備事業	EIRR
3	アゼルバイジャン	地方都市上下水道整備事業	FIRR/EIRR

(7) 事前事後比較表 (案) の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定 (事前) と事業実施後の現時点での実態 (事後) を評価項目ごとに比較した事前事後比較表 (案) (原則 15 ページ以内) を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表 (案) について、(発注者が開催する検討会において) 発注者に説明し、承諾を得る。

(8) 暫定評価に係る実施機関との協議 (第 2 次現地調査)²¹

上記 (7) の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う²²。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

(9) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(10) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記 (8) 及び (9) を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

²⁰ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

²¹ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

²² 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

(11) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、上記(10)及び(11)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(12) 評価報告書²³ (案) の作成

上記(11)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る²⁴。和文の承諾後、評価報告書(案)(英文・トルコ語・セルビア語)を作成し、発注者の承諾を得る²⁵。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書(案)(和文・英文)を最終化し²⁶、発注者の承諾を得る。

(13) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(和文・英文)を作成する。

第5条 報告書及び提出物等

(1) 成果品

1) 評価報告書(和文・英文)

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。
- ・ 簡易型の場合は評価結果票とする。また、要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。
- ・ 報告書の仕様は以下のとおりとする²⁷。

提出様式：電子データ(PDF版・Word版：CD-R 3部)による提出。

提出期限：契約履行期限末日

(2) 提出物

1) 収集資料²⁸

- ① 一次データ(定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など、一次データの処理・分析用ファイルを含めること。

²³ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください(結果票は原則10ページ以内)。

²⁴ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

²⁵ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

²⁶ 評価報告書(案)の最終化は(和文・英文)のみとする。

²⁷ 最終報告書の記載方法等については、第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件(3) 配付資料／公開資料等を参照のこと。

²⁸ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

② IRR 再計算の根拠資料

③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）²⁹

2) 教訓シート（第 4 条（13）参照）

提出様式：電子データ（CD-R 1 部）による提出。

提出期限：上記（1）と同じ。

第 6 条 その他

（1）関係者との連絡

発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

（2）安全管理

現地業務に先立ち、発注者の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認すること。発注者は、海外渡航管理システム（トコカン）を通じて海外での有事の際に対象地域に滞在している JICA 事業関係者の情報を検索し、注意喚起情報や安否確認メッセージの発信、対象者の応答確認を行うため、渡航の際には登録すること。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること³⁰。

（3）個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、発注者のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

²⁹ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICA の原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

³⁰ 詳細は HP を参照のこと。<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(1)調査・分析の実施基準、脚注4
2	現地調査訪問箇所について	第3条(2)1)トルコ：チヨルフ川流域保全事業、脚注10
3	定性的効果の調査方法について	第3条(2)1)トルコ：チヨルフ川流域保全事業、脚注11
4	現地調査訪問箇所について	第3条(2)2)トルコ：小零細企業迅速支援事業、脚注13
5	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条(3)ローカルリソースの活用、脚注16
6	詳細分析対象世帯の選定基準について	第4条(5)定性調査／定量調査、トルコ「チヨルフ川流域保全事業」、脚注18

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：トルコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アゼルバイジャン及びその他全途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年8月～2025年10月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約12.33人月

2) 渡航回数を目途 全7回

トルコ（円借款）「小零細企業迅速支援事業」は簡易型での実施のため、第2次調査を実施しません。なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）
- 簡易型外部事後評価について
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA内部資料）（2022年度版）

2) 配付資料（該当案件のみ）

トルコ「チヨルフ川流域保全事業」審査調書、PCR

トルコ「小零細企業迅速支援事業」審査調書、PSR
 トルコ「地方自治体下水道整備事業」審査調書、PCR
 ボスニア・ヘルツェゴビナ「ウグレヴィツク火力発電所排煙脱硫装置建設事業」審査調書、PCR
 アゼルバイジャン「地方都市上下水道整備事業」審査調書、PCR

上述2)については、JICA 評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。審査調書の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- ・ 事業事前評価表（全スキーム）
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）
 事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等³¹
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
 （案件名またはキーワードで検索）

4) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン（第2版）
- ・ JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）
- ・ 別冊【2024】外部事後評価レファレンス
 事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト
 - JICA (<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)
 （各リンク先よりダウンロード可能）
- ・ 事業評価年次報告書 2023
 事業評価年次報告書 2023 | 事業について - JICA
 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2023/index.html)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無

³¹ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(6) 安全管理

【トルコ】

1) 行動規制

- ・「安全対策マニュアル」及び「留意すべき安全管理事項」等の安全管理情報の内容を順守すること。また、特に以下に留意すること。
- ・狙われやすい治安機関（軍、警察）、政府機関、米・イスラエル関連施設、各政党施設には近づかない。
- ・外出の際には特に以下の場所に注意。
- ・一般市民が大勢集まる施設・広場（クズライ中心部）
- ・大勢の人が利用するアシュティ（Aşti）バスターミナル。空港に比べ警備が薄れがちなので、できるだけ利用を控える。
- ・小競合い、口げんかの現場を見たらすぐに離れること。
- ・トルコ人の中には、日常的に銃やナイフを携行している人がいる。トルコは退役警察官などに銃の保持が認められる銃社会のため注意すること。
- ・警察により身分証明書の提示が求められる事があるため、身分証明書は常に携帯すること。

2) ホテル選択の際の注意事項

<イスタンブール>

※ヨーロッパ側新市街のタクシム広場・イスティクラール通り・ガラタ地区・カラキョイ地区・ベシュクタシュ広場周辺、ヨーロッパ側旧市街のスルタンアフメット地区・エミノニュ地区・ベヤズット地区・シルケジ地区、ヨーロッパ側西部のエセンユルト地区・アヴジュラル地区・ベイリクドゥズ地区、アジア側ユスキュダル地区・カドゥキョイ地区のホテルは使用しないこと。新市街のレベント付近のホテルを推奨する。耐震性やセイフティーの観点から、必ず4つ星以上のホテルに宿泊すること。

※宿泊禁止エリアは以下の地図に記載

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1jEhAQeJ4oV3yg4-](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1jEhAQeJ4oV3yg4-Bn5jzmzU7ZMAzhyE&usp=sharing)

[Bn5jzmzU7ZMAzhyE&usp=sharing](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1jEhAQeJ4oV3yg4-Bn5jzmzU7ZMAzhyE&usp=sharing)

※治安状況によっては、また登録情報の不備が判明した場合、渡航行程の変更や渡航自粛を依頼することがある。

<アンカラ>

※Çankaya 地区の事務所付近のホテルの使用を推奨する。

※宿泊推奨エリアは以下の地図に記載

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1kE9JDlaIv0IB_UdvV69R5gHVhCpT3vA&usp=sharing

※耐震性やセイフティーの観点から、必ず4つ星以上のホテルに宿泊すること。
注意喚起に沿わない場合、変更を依頼する可能性がある。また事務所の管理上渡航者数を調整するため、渡航不可とすることがある。

【ボスニア・ヘルツェコビナ】

1) 行動規制

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・「テロ対策マニュアル」（2017年1月）の遵守
- ・イスラム教の記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日、その他リスクが高いと考えられる期間の外出を可能な範囲で控える。

2) 宿舎

- ・安全な宿舎を手配する。

3) 通信手段

- ・現地の連絡先を所属部・事務所等に伝達。現地で、携帯電話を常に通話可能状態とする。

※事案発生時には安全確認を行うので、事案発生を認識した渡航者は、所属部・事務所等、あるいは安全管理部（平日・日中）/24時間待機室（休日や夜間）に一報する。安全確認に備えて、上記の連絡先を渡航前に確認する。

4) 移動手段

- ・車両（公共交通機関ではなくできる限りタクシー等）による移動を基本とする。

5) 空港利用

- ・出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6) その他：肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。

【アゼルバイジャン】

1) 行動規制

- ・携帯電話を常に携帯し、通話可能な状態とする。
- ・夜間の外出は最小限に留める。
- ・公共交通機関による夜間の都市間移動は禁止する。車両による夜間の都市間移動は行程上やむを得ない場合に限定する。やむを得ず夜間都市間移動をする場合は公用車両を利用すること。
- ・渡航者は出発前に「海外安全対策ハンドブック」および「安全対策マニュアル」を熟読し、渡航中は支所や大使館等の現地緊急連絡先を携帯する。
- ・トランジットのみの渡航であっても通報。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容

とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

73,771,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,145,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

○) トルコへの現地渡航がある場合

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納

付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費（その他）」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額としてJICAから情報提供することは可能である。

（４）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積もりとしてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積もりによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等 翻訳費	第2章 特記仕様書 案 第4条 業務の内容 容(1)、(3)、(1 2)	1,050,000円	・ 翻訳(日本語 ⇔トルコ語) ・ 現地説明資 料、質問票、報 告書案 ・ 3案件分	一般業務 費
2	資料等 翻訳費		95,000円	・ 翻訳(英語⇔ セルビア語) ・ 現地説明資 料、質問票、報 告書案 ・ 1案件分	一般業務 費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) トルコ国内（イスタンブール滞在時）における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律25,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)